船 橋 市 登 園 許 可 証 明 書

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、子ども達が一日快適に生活できるよう、下記の感染症について登園許可証明書の提出をお願いいたします。

船橋市では、健康保育研究協議会において園児の健康回復、感染拡大の防止の観点から協議し、一部見直しを行い改訂いたしました。

園名　　保育園　　園児氏名

該当疾患に〇	疾　患　名	登園停止期間の基準 ＊以下の基準に基づき、主治医が判断する
	麻しん（はしか）	解熱後３日を経過するまで
	インフルエンザ	発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後３日を経過するまで
	風しん（三日ばしか）	発しんが消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発しんが、かさぶたになるまで
	流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	結核	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	咽頭結膜熱 （ﾌﾟｰﾙ熱・ｱﾃﾞﾉｳｲﾙｽ感染症）	主な症状が消失した後２日経過するまで
	流行性角結膜炎（はやり目）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は、５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において、感染のおそれがないと認められるまで
	腸管出血性大腸菌感染症 （0 157など）	医師により感染のおそれがないと認められるまで
	溶連菌感染症	抗菌薬服薬後２４～４８時間経過し、発熱、発疹等の症状が回復するまで
	伝染性膿痂疹（とびひ）	皮疹（ひしん）が乾燥していること。医師の指示に従う

上記の疾患で 令和　　年　　月　　日 から療養中のところ、現在症状が軽快し他児への感染のおそれはないと判断したので、令和　　年　　月　　日より登園をしてよいことを証明します。

＊保育園生活での注意事項

（　　）

証明日：令和　　年　　月　　日　　医療機関名

医　師　名　　印

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より　※一部「学校保健安全法施行規則準用

平成24年12月改訂：船 橋 市 作 成